

見本

離婚届

令和〇〇年〇〇月〇〇日届出

*届出日を記入してください

東京都昭島市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日						
第 号							
送付 令和 年 月 日	長印						
第 号							
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査	票附	票	住民票	通知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 届書は1通でさしつかえありません。
 この届出書を本籍地でない役場に出すときは、全部事項証明書(戸籍謄本)が必要ですから、あらかじめ用意してください。
 その他に必要なもの
 調停離婚のとき➡調停調書の謄本
 審判離婚のとき➡審判書の謄本と確定証明書
 判決離婚のとき➡判決書の謄本と確定証明書

(1) 氏名	夫 昭島 太郎	妻 昭島 花子
生年月日	昭和 45 年 4 月 10 日	昭和 46 年 8 月 20 日
住所	東京都昭島市田中町 1 丁目 17 番地 1 号	東京都立川市泉町 1156 番地 の 9 号
世帯主の氏名	昭島 太郎	昭島 花子
(2) 本籍	東京都昭島市田中町 1 丁目 17 番地 昭島 太郎	
父母の氏名	夫の父 昭島 次郎	妻の父 東京 三郎
父母との続柄	母 ハル	母 秋子
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	東京都福生市本町 5 番地 昭島 花子	
(5) 未成年の子の氏名	昭島 冬子	
(6) 同居の期間	平成 5 年 1 月から 平成 27 年 11 月 まで	
(7) 別居する前の住所	東京都昭島市田中町 1 丁目 17 番地 1 号	
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10) 夫妻の職業	(国勢調査の年…平成 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
届出人署名押印	夫 昭島 太郎	妻 昭島 花子
事件簿番号	住所定めた年月日	連絡先
	夫 年 月 日	電話(544)5111 番
	妻 年 月 日	自宅・勤務先・携帯

証人 (協議離婚のときだけ必要です。)	乙川 夏雄	乙川 春子
署名印	(乙川)	(乙川)
生年月日	昭和 60 年 12 月 20 日	平成 5 年 3 月 15 日
住所	東京都昭島市朝日町 5 丁目 8 番 5 号	東京都昭島市朝日町 5 丁目 8 番 5 号
本籍	東京都立川市富士見町 7 丁目 17 番	東京都立川市富士見町 7 丁目 17 番

届けられた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。養父母の氏名はその他欄に書いてください。

→ □には、あてはまるものにレのようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。[この場合にはこの離婚届と同時に別の届出書(裏面を参照してください。)を提出する必要があります。]新しい戸籍を作る場合は、本人が筆頭者(旧氏)になります。もとの戸籍にもどる場合は、その戸籍の表示を書いてください。

→ 18歳未満の子がいる場合は、夫又は妻のどちらかを親権者としてください。

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

◎ 署名は必ず本人が自署してください。
 ◎ 押印は任意です。

未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。(面会交流)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。
 (養育費の分担)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

→ あてはまるところにチェックを入れてください。

→ 婚姻中の氏で署名してください。(※押印は任意です。)

→ 昼間連絡がとれる電話番号を記入してください。